# 令和6年度 古河市立水海小学校いじめ防止基本方針

# 【学校教育目標 心身ともに健康でたくましく 主体的に学ぶ 心豊かな児童の育成】

#### 1 目 的

いじめ防止等(いじめの未然防止,早期発見,事案への対処)のための対策の基本事項を定めることにより,いじめ防止等の対策を組織的かつ効果的に推進する。

#### 2 いじめの定義 (「いじめ防止対策推進法」より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず及び他の児童等に対して行われるいじめを容認したり、放置したりすることがないよう、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深め、いじめ防止に向けた自主的な行動ができることを目指して行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を最優先で保護することが重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し、学校組織全体で取り組まなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、教職員がいじめの問題を抱え込むことなく関係者と連携するとともに、いじめを受けている児童が支援を求めやすい環境を整備しなければならない。

#### 4 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等(いじめの未然防止,早期発見,事案への対処)に関する措置を組織的かつ効果的に行うため,い じめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、 養護教諭とし、必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する外部専門家の参加を依頼する。
- (2) 本委員会は、学期1回程度定期的に開催し、いじめの未然防止及び早期発見、再発防止等に向けた情報共有を図るほか、必要に応じて適宜かつ速やかに開催する。

# 5 いじめ防止に向けた取組

- (1) いじめの未然防止のための取組
  - ① いじめが起きにくい、いじめを許さない学校風土、学級風土づくり
    - 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
    - ・人権集会を通した人権標語、メッセージの作成及び人権コーナー、道徳コーナーの設置
    - ・人権教育指導資料等を活用した人権教育の日常化を目指した取組の充実
  - ② 授業や行事の中での、児童等の落ち着ける、活躍できる場づくり
    - ・児童理解に基づいた「分かる授業」の展開
    - ・学校行事の主体的な運営(児童集会,委員会活動,縦割り班活動等)
  - ③ 日頃の学級経営の中での、児童等の自尊感情や自己有用感の育成
    - ・話合い活動,学級活動の充実 ・心の居場所つくり,絆つくりに向けた学級づくり
  - ④ 児童の主体的,積極的に参加する場の確保

① 工事の主体的、関係的に参加する物の確保		
	月	学校での主な取組
1 学期	4	始業式・入学式 1年生を迎える会 縦割り班編成 通学班編成
		クラブ・委員会発足
	5	児童集会 運動会
	6	教育相談 児童集会 修学旅行(6年)
	7	大掃除 終業式
2 学期	9	始業式 児童集会 宿泊学習(5年) 遠足(3・4年)
	10	児童集会 水海小フェスタ 遠足(1・2年)
	11	小・中連携あいさつ運動 保・幼・小連携事業(1・2年) 教育相談
	12	人権週間(集会,作文,標語等) 人権教室(3年) 大掃除 終業式
3 学期	1	始業式 児童集会
	2	なわとび大会 児童集会
	3	6年生を送る会 愛校作業(6年) 大掃除 卒業式 修了式

- (2) いじめの早期発見のための取組
  - ① 定期的なアンケート調査 (月1回, 各学級)
  - ② チェックリストの活用(学期1回,各学級)
  - ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換(学期1回)
  - ④ 臨時的なアンケート調査 (学校再開時等, 各学級)
  - ⑤ 相談体制の整備
    - ・定期相談〔教育相談(6・11月),保護者との個別面談(7月)〕
    - ・スクールカウンセラーによる相談(年間8回予定)
  - ⑥ 関係機関との連携(古河市)相談体制の整備

市教育委員会 市家庭児童相談員 民生委員・児童委員 市子育で包括支援課 筑西児童相談所 古河警察署生活安全課

- ⑦ 教職員の資質向上 (職員研修)
  - ・「いじめ防止対策推進法」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」等の法令理解に向けた研修
  - ・国立教育政策所「いじめ関係の生徒指導リーフ」による研修
  - ・定期的な個別児童の情報交換会
  - ・SNS等インターネットを通じて行われるいじめ等(情報モラルを含む)に関する研修

### 6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを行った児童等、いじめを受けた児童等への指導及び学級等の集団への指導を行う。
- (4) いじめを行った児童等,いじめを受けた児童等の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童等の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) いじめを行った児童等への再発防止指導を行う。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

### 7 重大事態への対処

- (1)【重大事態】
  - ・生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。
  - ※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
- (2) 市教育委員会に報告し、調査実施の主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの重大事態対応マニュアル」(茨城県教育委員会)に基づき、「いじめ防止等対策委員会」を中心に事実関係を明確にする。
- (3) 事実関係を明確にするための調査(質問票,聴き取り調査)を行う。
- (4) いじめを受けた児童とその保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努める。
- (5) 学校で調査を行う場合の調査状況については、必要に応じていじめを受けた児童やその保護者に適切に情報提供を行う。
- (6) 調査結果を市教育委員会へ報告する。
- (7) いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるとき(いじめにより生命,身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき)はただちに所轄警察署に通報し,適切な援助を求める。
- (8)調査結果を踏まえ、いじめを受けた児童の心のケアといじめを行った児童への再発防止指導を実施する。
- (9) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

## 8 いじめ防止基本方針の見直し

いじめ防止基本方針は適宜見直し, 改訂していく。

平成25年9月25日策定

平成28年5月9日一部改正

平成31年4月2日一部改正

令和2年6月1日一部改正

令和3年4月7日一部改正

令和4年4月 一部改正